

鹿屋市建設工事請負工事契約約款の一部を改正する告示

鹿屋市建設工事請負工事契約約款（平成18年鹿屋市告示第8号）の一部を次のように改正する。

第30条第9項中「年 パーセントの割合による」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じた額の」に改める。

第39条第2項中「年 パーセントの割合で」を「支払遅延防止法の率を乗じて」に改め、同条第3項中「年 パーセントの割合で計算した」を「支払遅延防止法の率を乗じた」に改める。

第49条第5項中「年 パーセントの割合で」を「支払遅延防止法の率を乗じて」に改める。

第50条第2項中「年 パーセントの割合で計算した」を「支払遅延防止法の率を乗じた」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。